

資料 8

諮問事項

福岡県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第7期)、
福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第6期)の策
定について

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(農林水産部農山漁村振興課)

福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第7期）、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第6期）の策定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、下記のことについて諮問します。

記

1 諮問事項

福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第7期）、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第6期）の策定について

2 諮問理由

福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画においては、平成17年から計画を策定し、被害防除、捕獲の推進及び生息環境管理について総合的に実施してきた結果、被害金額は、目標達成までには至っていないが、減少してきており、これまでと同様に総合的な取組みを継続して行うことが重要である。よって、農林産物の被害軽減、人的被害の未然防止を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第7期）を策定する。

福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画においては、平成13年から計画を策定し、被害防除、捕獲の推進及び生息環境管理について総合的に実施してきたところであるが、被害金額は依然として多く、これまでと同様に総合的な取組みを継続して行うことが重要である。よって、農林産物の被害軽減、人的被害の未然防止を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第6期）を策定する。

そこで、貴審議会の意見を求めるものである。

福岡県特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第7期）の概要

1 計画策定の目的及び背景

本県では、中山間地域を中心に、イノシシ、シカ、サル等の獣類やカラス類による農林水産物被害は、ピーク時の平成22年度から半減しているものの、依然として深刻な状況にある。とりわけイノシシについては、被害が全県的に拡大している状況にある。また、近年では市街地において人的被害が発生するなど、農林業被害のみにとどまらず、県民生活との直接的な軋轢を生じていることから、イノシシ被害を軽減するための対策を継続することが必要となっている。

このような現状から、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、管理の目標を設定し、被害防除対策や捕獲の推進等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林産物の被害軽減、人的被害の未然防止を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第7期）を策定する。

2 計画項目

(1) 計画の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 特定鳥獣の管理が行われるべき区域 県内全域

(3) 管理の目標

本計画の目標は、第6期までの総合的な対策を継続し、県農林産物被害額を毎年4.5%低減させ、令和8年度までに県農林産物被害額を2億5千万円未満に抑えることとする。

(4) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

- ア 被害防除対策
- イ 捕獲の推進
- ウ 生息環境管理
- エ 人材育成

(5) 第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

ア 狩猟期間の延長

イノシシの狩猟期間を10月15日から4月15日までとする。

イ 休猟区全域について、イノシシを捕獲することができる特例休猟区に指定する。

ウ 輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認めることとする。

エ 市町村による管理捕獲を推進する。

オ 農耕地周辺でのわな捕獲を促進する。

農林業者の自衛わな（箱わな）を一定の条件つきで被害の防止の目的での捕獲として認め、狩猟者登録要件を撤廃。

カ 捕獲したイノシシについては、獣肉として利活用を図ることを推進する。

キ 被害防除対策と捕獲対策の総合的な推進を図るため地域が一体となった捕獲を推進する。

福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画 （第7期）

計画期間

令和4年	4月1日から
令和9年	3月31日まで

令和4年3月

福岡県農林水産部農山漁村振興課

<目 次>

1	計画策定の目的、背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	1
	(1) 現状	1
	(2) 特定鳥獣（イノシシ）管理計画第6期の評価	6
	(3) 管理の目標	7
	(4) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	7
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	8
	(1) 狩猟による捕獲の推進	8
	(2) 管理捕獲許可による捕獲の推進	9
	(3) 捕獲数管理	9
	(4) 捕獲補助者制度の周知	9
	(5) 獣肉利活用の推進	9
	(6) その他	10
7	第二種特定鳥獣の生息地の整備に関する事項	10
	(1) 生息環境の整備	10
8	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	10
	(1) 被害防除対策	10
	(2) モニタリングの実施	11
	(3) 計画の実施体制	11
	(4) 普及啓発と人材育成	11
	(5) 事故・違反の防止	12

1 計画策定の目的、背景

本県では、中山間地域を中心に、イノシシ、シカ、サル等の獣類やカラス類による農林水産物被害が深刻化している。とりわけイノシシについては、被害が全県的に拡大している状況にある。また、近年では市街地において人的被害が発生するなど、農林業被害のみにとどまらず、県民生活との直接的な軋轢を生じており、イノシシ被害を軽減するための対策を早急に講じることが緊急の課題となっている。

このような現状から、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、管理の目標を設定し、被害防除対策や捕獲の推進等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林産物の被害軽減、人的被害の未然防止を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第7期）を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ（イノブタを含む。）

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間（第13次鳥獣保護管理事業計画の計画期間内）。ただし、計画の期間内であっても、大きな状況の変化があった場合は、必要に応じて計画を見直すものとする。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域（国指定鳥獣保護区の区域を除く。）。

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

（1）現状

① 生息環境

（ア）地形

本県は九州の北部に位置し、県土面積4,987平方キロメートルで、筑前海、豊前海、有明海の3つの海に面し、脊振山地、三郡山地、古処山地、英彦山地、福智山地、耳納山地、釈迦ヶ岳山地、筑肥山地等の山岳地や、福岡、筑後、豊前平野等からなっている。

（イ）気候

本県は九州の北端に位置しており、気候は概して温暖、年間平均気温は17.9℃、年間降水量は1,609mmである。

（ウ）植生状況

本県の森林面積は約22万2千ヘクタールで、森林率は45%であり、人工林が66%を占めている。

(エ) 土地利用状況

県土における土地利用区分別面積の占める割合は、森林が45%、農用地が17%、宅地・その他38%となっている。

② 生息動向及び捕獲状況

(ア) 生息地域

平成25年度から27年度までの捕獲場所から得たイノシシの生息地域は、県内のほぼ全域に及んでいる(図1)。

県内におけるイノシシの分布域は、昭和20年代までは県南部の筑肥山地や釈迦ヶ岳山地、県中央部の英彦山地であったが、昭和40年代には耳納山地以南の山地のほぼ全域、古処山地、英彦山地、福智山地、脊振山地東部へ、昭和50年代には脊振山地や三郡山地のほぼ全域へと拡大した。平成に入り企救半島の全域、若松半島、糸島半島や志賀島、大島、地島、姫島、玄海島などで生息が確認されている。

(付属資料 図-1)

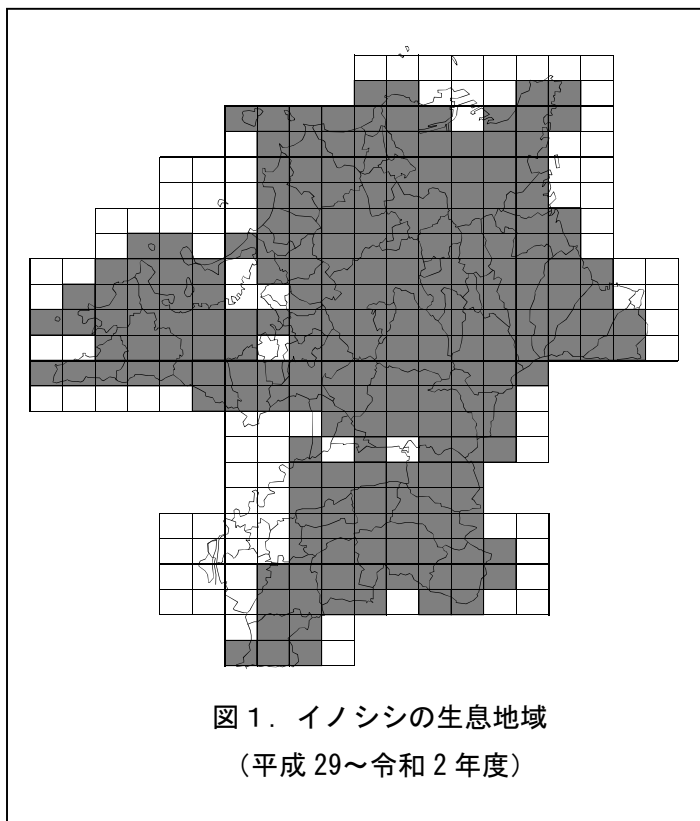


図1. イノシシの生息地域
(平成29~令和2年度)

(イ) 捕獲状況

管理捕獲(被害の防止の目的での捕獲と数の調整の目的での捕獲の合計)及び狩猟による捕獲数は年々増加傾向にあり、令和2年度では、年間約3万頭を捕獲している(図2)。

管理捕獲と狩猟による捕獲割合は、平成24年度までは狩猟が多かったが、平成25年度から管理捕獲が多くなっている。これは、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金(※)による支援など、管理捕獲が強化されたことによるものと考えられる。

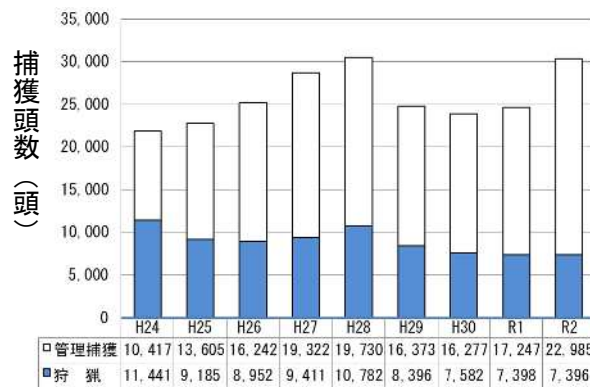


図2. イノシシ捕獲頭数の推移

※鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)(平成27年~):
捕獲した者への頭数に応じた管理捕獲活動の経費を助成。

また、国の鳥獣被害防止総合支援事業を通して捕獲機材の導入を推進しており、平成24年度から令和2年度までに箱わな及びくくりわなを合計で約3,400基導入している(表1)。

表 1. 鳥獣被害防止総合支援事業における捕獲機材導入状況（基）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
箱わな	569	521	254	234	162	216	364	266	228	2,814
くくりわな	145	80	36	47	25	37	31	112	71	584

捕獲方法別割合は、狩猟では、大きな変化がなく、銃器による捕獲が 25%、箱わなやくくりわな等が 75%程度となっている（図 3）。一方、管理捕獲は、銃器による捕獲割合が減少傾向であり、箱わな等による捕獲割合が増加している（図 4）。これは、農業者のわな免許取得や捕獲機材の導入が進んだ結果によるものと予想される。

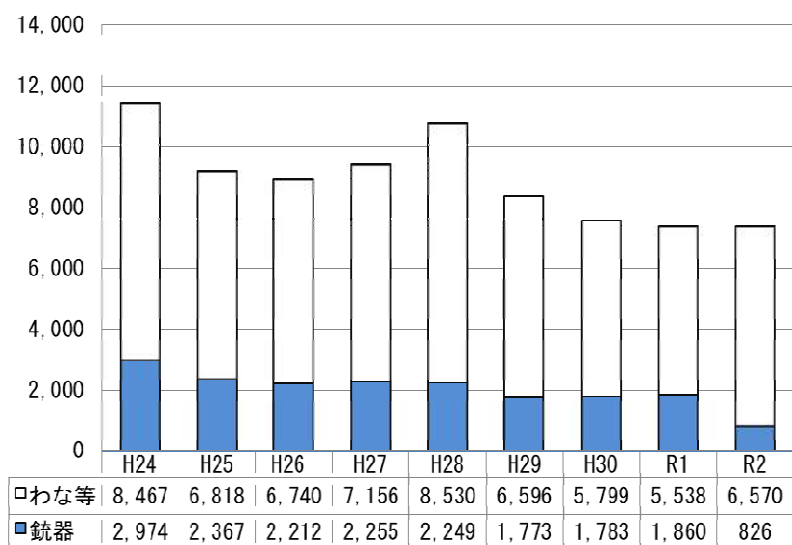


図 3. 狩猟における捕獲方法別割合と頭数（頭）

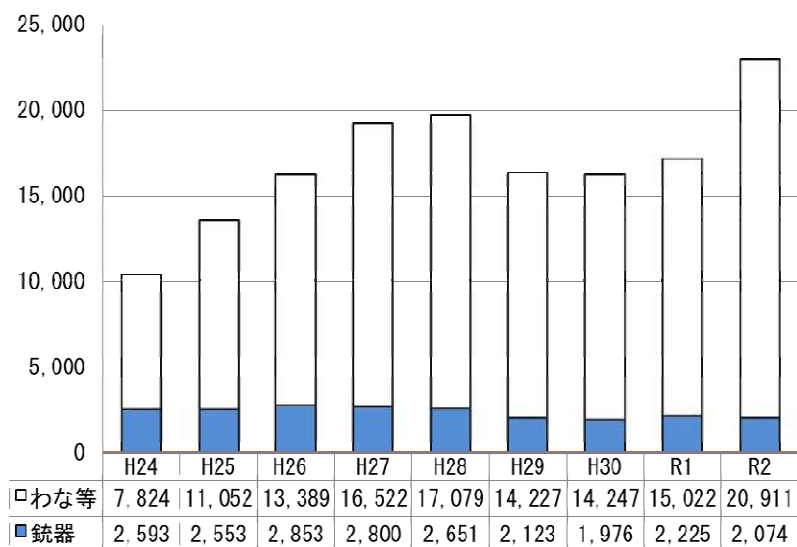


図 4. 管理捕獲における捕獲方法別割合と頭数（頭）

平成24年度から農林業者による自衛箱わな制度（※）が開始された。実施市町村数は少ないものの、捕獲数は年々増加している。地域ぐるみで捕獲をする上で有効な手段となることから今後とも情報提供に努め、制度の周知を図っていく（表2）。

表2. 自衛箱わな制度による実施市町村数及び捕獲数（有害捕獲数に含む）

	H29	H30	R1	R2
自衛箱わな実施市町村数 ※捕獲実績のある市町村数	7	5	5	4
自衛箱わなによる捕獲数	900	703	728	833

※自衛箱わな制度：市町村の管理捕獲において、農林業者が自分の農地に箱わなを設置する場合、狩猟者登録が不要（詳細は9ページ）

③ 被害及び被害防除状況

（ア）被害状況

被害金額は平成22年の5億8千2百万円をピークに年々減少し、令和2年度は3億3千万円となっている。被害金額の減少は、捕獲数の増加や侵入防止柵の整備の促進による結果と想定される。（図5）

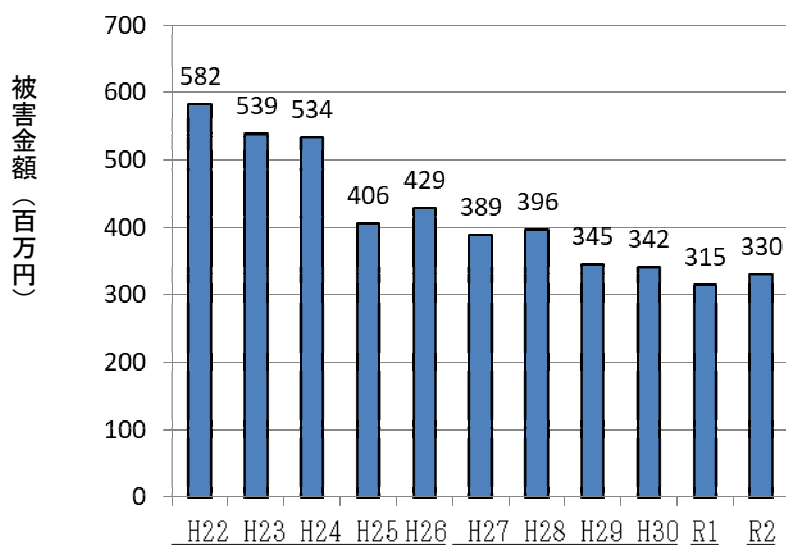


図5. イノシシによる農林産物の被害金額

被害品目別の割合は、水稻が約4割、果樹類が3割、野菜類が2割、タケノコが1割となっている（図6）。また、住宅地や市街地へのイノシシの出没が見られており、庭の掘り起しや出没による住民の不安感なども報告されている。

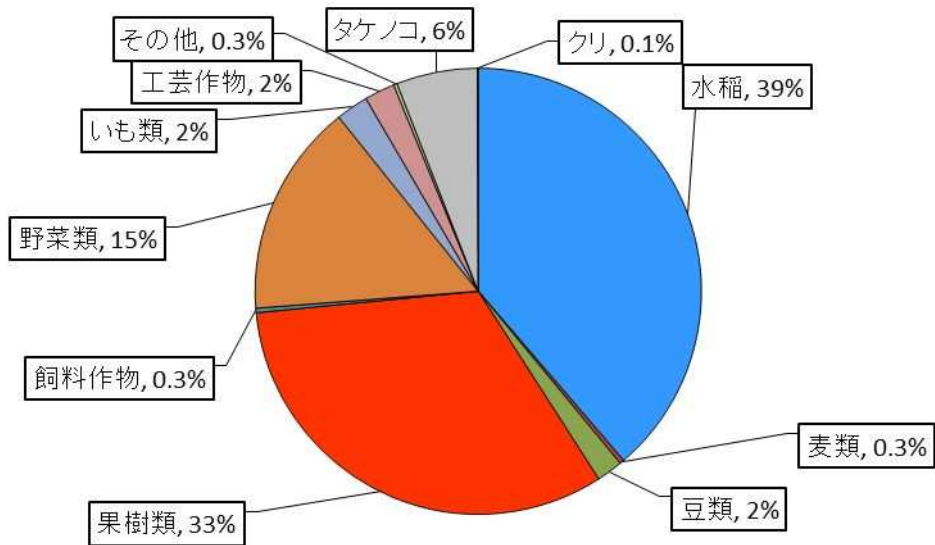


図 6. 被害品目別割合 (令和2年度)

(イ) 被害防除状況

イノシシによる農林産物被害を防止するため、国の鳥獣被害防止総合支援事業を活用してワイヤーメッシュ柵や金網柵、電気柵等を導入ししており、被害軽減に大きく貢献している(表3)。平成26、27年度は、26年度補正予算を活用して継続的に早期の整備を進めた。

未整備地区へのイノシシ被害の発生や柵設置後の管理の不徹底と思われるイノシシ侵入も見られている。

表 3. 侵入防止柵の整備状況 (鳥獣被害防止総合支援事業分)

事業年度	事業実施市町村	鳥獣被害防止施設の整備状況		
		金網・ワイヤーメッシュ柵	電気柵	その他
20年度	宗像市イノシシ被害防止対策協議会他7協議会	12,000m	0	
21年度	宗像市イノシシ被害防止対策協議会他7協議会	430m	3,600m	
22年度	福岡市鳥獣対策協議会他18協議会	77,743m	62,047m	防鳥0.89ha
23年度	福岡市鳥獣対策協議会他27協議会	384,498m	145,039m	防鳥3.74ha ワイヤー18,838m
24年度	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他30協議会	793,611m	289,826m	防鳥3.0ha ワイヤー5,400m
25年度	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他26協議会	783,634m	337,055m	防鳥0.43ha ワイヤー4,820m
26年度	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他29協議会	1,086,639m	404,749m	防鳥4.17ha ワイヤー5,160m
27年度	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他24協議会	475,867m	208,355m	防鳥0.2ha ワイヤー600m
28年度	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対	649,594m	142,151m	防鳥0.38ha

	策広域連絡協議会他 24 協議会			
29 年度	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他 25 協議会	462,867m	139,250m	サルネット 柵 1,200m
30 年度	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他 26 協議会	288,485m	103,877m	
R1 年度	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他 26 協議会	335,031m	121,944m	
R2 年度	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他 26 協議会	191,464m	78,803m	
	計	5,541,863m	2,036,696m	防鳥ネット 12.81ha ワイヤーネット柵 34,818m等

④ その他

(ア) 狩猟者の状況

県内狩猟者登録数及び第1種銃猟登録者数は、平成25年度までは年々減少傾向(表4)となっているが、わな猟については、増加傾向となっている。

表4. 狩猟者登録者数の推移(単位:人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
網 猟	25	22	23	21	35	40	40	42
わな猟	1,383	1,427	1,465	1,508	1,585	1,557	1,553	1,589
第1種銃猟	1,633	1,582	1,544	1,603	1,540	1,484	1,449	1,373
総 数	3,118	3,107	3,108	3,132	3,160	3,081	3,042	3,004

(イ) 新規狩猟者の状況

狩猟免許合格者については、平成25年度から年々増加傾向となり、令和2年度では約540人となっている。(表5)。なお、新規狩猟者を増やす対策として、これまで年間2回実施していた狩猟免許試験を、平成26年度からは、年間4回の試験を実施している。

表5. 狩猟者合格数の推移(単位:人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
網 猟	14	3	15	20	25	25	15	24
わな猟	213	185	236	278	300	276	273	364
銃 猟	71	74	106	129	117	114	93	156
総 数	308	262	357	427	442	415	381	544

(2) 特定鳥獣(イノシシ)管理計画第6期の評価

これまでの目標値と実績を表6に示した。本県では、平成29年に第6期福岡県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画を策定し、令和2年度のイノシシ被害額を3億円にまで低減させることを目標として、被害防除、捕獲の推進及び生息環境管理について総合的に実施してきた。特に被害防除効果が高い侵入防止柵の整備については、県として積極的に推進し、直近5か年平

均で 385km に及ぶ整備を行ってきた。

その結果、目標被害額 3 億円に対して、令和 2 年度の実績値は 3 億 3 千万円と目標達成までには至っていないが、第 5 期末の平成 29 年度の 3 億 9 千 6 百万円と比較して減少しており、イノシシ被害の軽減のため、これまでと同様に総合的な取組みを継続して行うことが重要である。

(3) 管理の目標

本計画の目標は、第 6 期までの総合的な対策を継続し、県農林産物被害額を毎年 4.5% 低減させ、令和 8 年度までに県農林産物被害額を 2 億 5 千万円未満に抑えることとする。

ただし、本計画実施後に被害額が急激に変化した場合、計画中途であっても、計画の妥当性について検討するものとする。

表 6. 農林産物被害額の軽減を図るための目標値及び実績（単位：百万円）

		特 定 鳥 獣 管 理 計 画																	
		第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期		第 5 期		第 6 期				第 7 期			
年次		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4~R8
被害額	目 標		530			300		390			300		300					300	250
	実 績	608	532	453	517	528	582	539	534	406	429	389	396	345	342	315	330		

(4) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

(ア) 被害防除対策

被害発生地域では、地域に応じた侵入防止柵を選定し、国の鳥獣被害防止総合支援事業等を活用して柵の計画的な導入を推進する。また、正しい柵の設置や維持管理の方法について、研修会等での指導を徹底する。

(イ) 捕獲の推進

イノシシの捕獲については、やみくもな捕獲対策では被害軽減が困難であることを留意しつつ、被害地周辺における加害個体あるいは加害する可能性のある個体の捕獲を推進する。

(ウ) 生息環境管理

侵入防止柵の設置と捕獲の推進に加え、集落周辺の里山と未収穫放置作物の適正な管理を推進し、イノシシを寄せ付けない（イノシシにとって魅力のない）集落づくりを推進する。

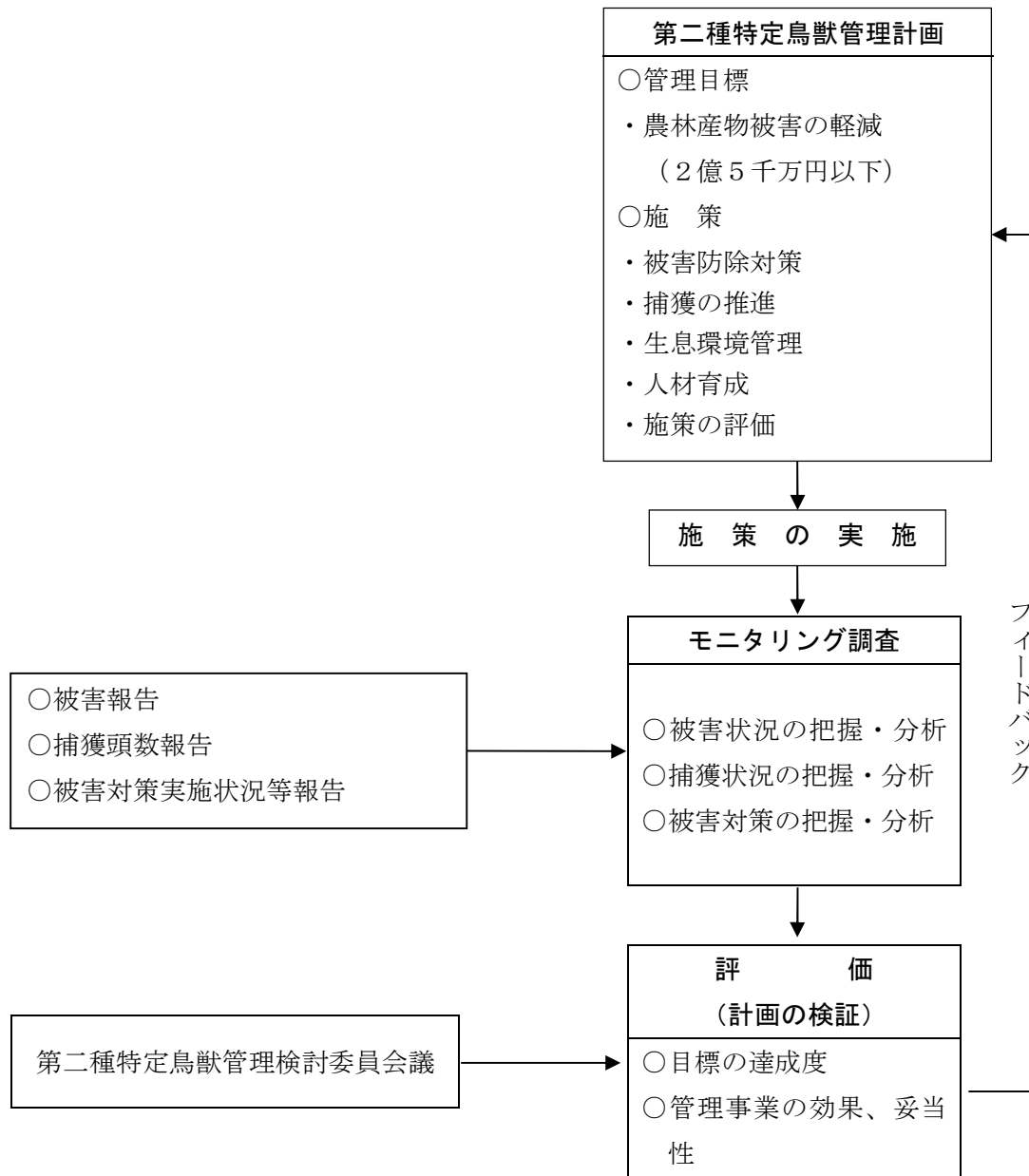
(エ) 人材育成

地域ぐるみでの総合的な対策を推進するため、集落代表者等への研修を実施する。

(オ) 施策の評価

被害防除対策、捕獲対策の実施状況を踏まえた農林産物の被害状況等を調査検証し、各種対策の効果を評価するとともに、施策を設定するものとする。

以下に管理体制のフローを示す。



施策評価体制フロー図

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 狩猟による捕獲の促進

(ア) 狩猟期間の延長

イノシシの狩猟期間を10月15日から4月15日までとする。

(イ) 休猟区全域について、イノシシを捕獲することができる特例休猟区に指定する。

(ウ) イノシシについて、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認めることとする。ただし、架設の際には、事故がないよう架設場所等十分に配慮するものとする。

(2) 管理捕獲許可による捕獲の推進

(ア) 捕獲を強化するため、市町村による鳥獣による管理捕獲を推進するとともに、市町村による捕獲が困難な場合は、市町村からの要請に基づき、県が捕獲を推進する。

ただし、国立公園特別保護地区及び鳥獣保護区特別保護地区において捕獲を実施する場合は、他の鳥獣に影響を与えない方法によるものとする。

(イ) 農地周辺での自衛による箱わな捕獲を推進する。

農林業者が営農又は営林している土地の被害を防除（自衛）するために、箱わなにより捕獲を行う場合において、下記の条件をいずれも満たしていると市町村長が認め、管理捕獲許可を行った場合には、狩猟者登録を行わずに捕獲ができるものとする。

a 捕獲者

- (a) 当該捕獲方法について、わな猟免許を有している者。
- (b) 捕獲の趣旨を理解し、過去 10 年以内に狩猟関係法令に違反したことがない者。
- (c) 狩猟者共済又は狩猟者保険に加入しており、捕獲の際に事故等により他人に生じた損失についての賠償能力を有する者。

b 捕獲区域

- (a) 被害地及びその周辺の区域で、イノシシの生息状況及び被害の発生状況を勘案の上、必要最小限とする。

c 捕獲期間

- (a) 許可期間は 1 年以内とし、イノシシが農作物等に被害を与える時期を考慮して、必要かつ適切な期間とする。ただし、次の場合は、鳥獣の違法捕獲等地域住民から誤解を招かないよう、捕獲の必要性や捕獲の実施方法等について十分に審査するなど適切に対応するものとする。
 - ・ 狩猟期間及びその前後 15 日間の捕獲
 - ・ 鳥獣保護区等の狩猟禁止場所での捕獲

d 猟具の表示義務等

- (a) 使用する猟具ごと及び見やすい場所に、住所、氏名、連絡先、捕獲許可期間その他環境省令で定める事項を表示するなど、関係法令等を遵守する。

(3) 捕獲数管理

(ア) 狩猟による捕獲数の把握

狩猟者からの報告により狩猟期間中の捕獲実態（捕獲場所、頭数等）を調査する。

(イ) 有害捕獲による捕獲数の把握

市町村等の協力を得て、有害捕獲における捕獲実態（捕獲場所、頭数等）を調査する。

(4) 捕獲補助者制度の周知

捕獲補助者制度が、平成 24 年度より開始されたことから研修会等で制度の周知徹底を図る。

(5) 獣肉の利活用推進

捕獲したイノシシについては、獣肉として利活用を図ることを推進する。ジビエフェア等による野生鳥獣



肉（ジビエ）の普及を通じて、都市住民も巻き込んだイノシシ被害対策や狩猟者育成のための機運醸成を図る。

（6）その他

（ア）捕獲効率を高めるため、ICT（情報通信技術）等を利用した新しい捕獲方法の研究開発や新技術の普及に努めるものとする。

（イ）捕獲の担い手である狩猟者の確保と適正化のため、農業者等の狩猟免許取得を推進するとともに、法令や猟具の取扱い等についての講習会や捕獲技能の向上のための研修会を実施する。

（ウ）被害軽減を促進するため、地域ぐるみでの被害防除対策、捕獲対策を推進する。

7 第二種特定鳥獣の生息地の整備に関する事項

（1）生息環境の整備

イノシシ対策の課題は、農地周辺の生息環境管理である。特に被害の激しい中山間地域では、耕作放棄地の増加や果樹園の手入れ不足、森林の手入れ不足（放置竹林の拡大、クヌギ林の未利用等）等が、イノシシの餌場や隠れ場として好適な環境を提供していることから、耕作地の周辺にある耕作放棄地や手入れ不足の果樹園等については、イノシシが農地に容易に近づく要因の除去に努めるよう、多方面に啓発していく。

地域ぐるみで刈払い

被害の軽減

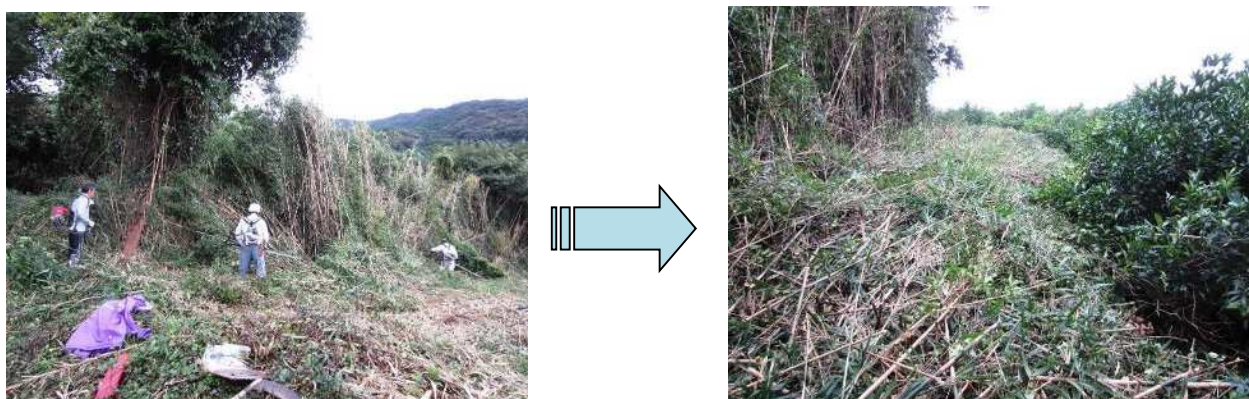


写真1. 生息環境整備（緩衝帯整備）による県内の事例

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

（1）被害防除対策

農林作物被害を軽減するため、ワイヤーメッシュ柵や電気柵等の侵入防止柵の設置を積極的に推進する。設置や維持管理については、集落ぐるみで行うことを推進する。

地域ぐるみで設置



電気柵の定期的な維持管理



写真2. 地域ぐるみで侵入防止柵の設置及び維持管理を行う県内事例

(2) モニタリングの実施

モニタリングは、狩猟及び有害捕獲の捕獲頭数及び農林産物被害額等について調査を行う。

(3) 計画の実施体制

福岡県鳥獣被害対策協議会及び各地域の鳥獣被害対策広域協議会を中心として被害防除体制を構築し、侵入防止柵の設置など効果的な被害防除対策の普及啓発、被害防除等に関する指導者の育成、集落の環境整備等、総合的な対策を推進していく。

佐賀県、長崎県とで構成する「北部九州三県有害鳥獣広域駆除会議」において、三県合同一斉捕獲等についての検討を行う。

(4) 普及啓発と人材育成

(ア) 地域ぐるみの被害対策現地研修会及びわな研修会の開催

被害を軽減するためには、個々の対策を個人で行うのではなく、被害防除対策、捕獲の推進及び生息環境管理を地域の実情に応じて、地域ぐるみで総合的に行うことが重要である。

そこで、各農林事務所単位で集落の代表者等に対して地域ぐるみの被害対策現地研修会(平成24年度から各農林事務所単位で秋期から冬期に実施)及びわな研修会を実施して、集落を支援していく。

(イ) 新規銃猟者育成のための研修会の開催

新規銃猟者を対象とした安全技能向上射撃研修会や実地指南研修会を開催し、銃猟者の育成を図る。

- 銃所持許可事前安全講習会：銃を所持する際に必要な取扱い方法や関係法令を研修
- 安全技能向上射撃研修会：銃猟に関する安全な銃の取扱いや技能向上に関する研修
- 実施指南研修会：銃猟初心者に対して現場での注意点や猟銃の操作等を研修

(ウ) 捕獲従事者の育成

新規狩猟者がベテラン狩猟者の指導の下、実践経験を積む県単事業において、捕獲従事者の早期育成を図る。

- 鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣駆除従事者の育成

○わな猟で地域の有害鳥獣の捕獲に従事する農業者等の育成

(エ) 鳥獣被害対策マニュアルによる被害対策技術の普及啓発

イノシシの被害対策に必要な知識・技術を普及させるため、鳥獣被害対策実践マニュアルや侵入防止柵の設置及び管理のチェックシートを作成し、ホームページ等を通じて一般県民に普及啓発する。また、同ホームページで狩猟免許の案内や猟銃の所持許可の方法等を広報する。

○鳥獣対策総合案内コーナー（鳥獣対策、狩猟へのご案内など）の URL

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tyoujuu-corner.html>

(オ) イノシシに対する餌付け防止の徹底

近年、イノシシの餌付けによって手をかまれるなどの人的被害が発生している。餌付けによって人馴れしたイノシシが市街地に出没することで、生活環境被害や人的被害が予想されるため、餌付け防止のための看板や広報等によって一般県民に対して普及啓発をしていく。

(5) 事故・違反の防止

平成 26 年 11 月に本県において誤射による狩猟事故が発生した。今後の事故・違反の防止の徹底をより一層図るため、狩猟者や有害鳥獣駆除員に対して、講習会やチラシ等を通じて安全な銃やわなの取扱い等を指導していく。

【附属資料】

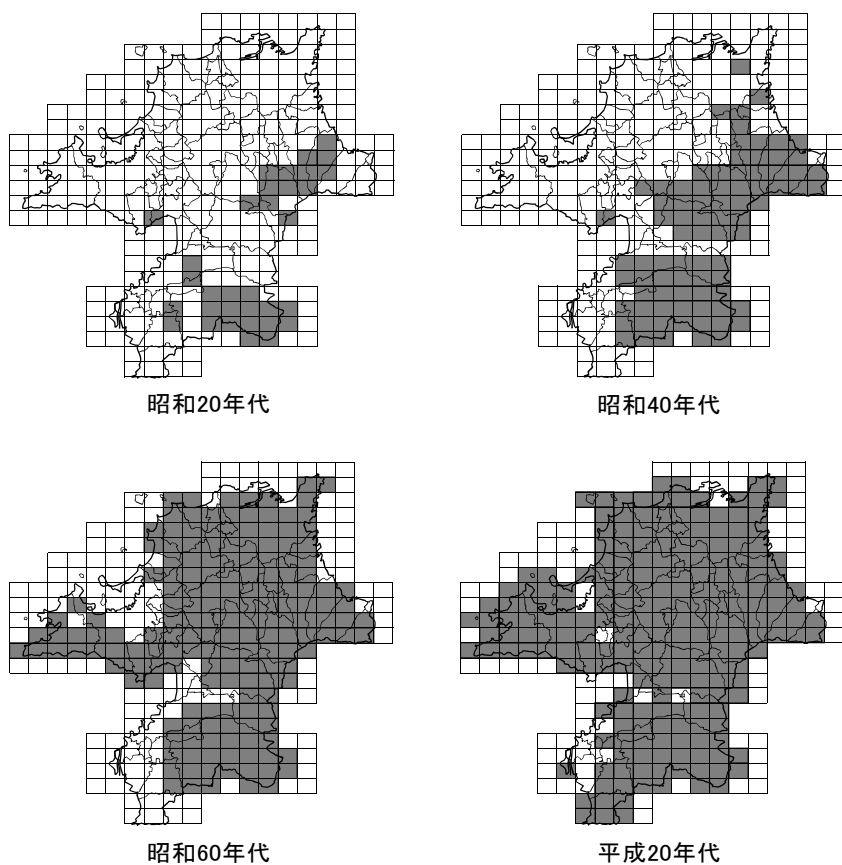


図-1 福岡県におけるイノシシ分布域の年代別推移

昭和40年代までは環境庁(1978)より、昭和60年代は福岡県狩猟に関するアンケート調査より、平成20年代は捕獲報告より作成。

福岡県特定鳥獣（シカ）管理計画（第6期）の概要

1 計画策定の目的及び背景

本県では、中山間地域を中心に、シカ、イノシシ、サル等の獣類やカラス類による農林水産物被害は、ピーク時の平成22年度から半減しているものの、依然として深刻な状況にある。とりわけシカについては、被害が全県的に拡大している状況にあり、シカ被害を軽減するための対策を継続することが必要となっている。

このような現状から、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、管理の目標を設定し、被害防除対策や捕獲の推進等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林産物の被害軽減の未然防止を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第6期）を策定する。

2 計画項目

(1) 計画の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 特定鳥獣の管理が行われるべき区域 県内全域

(3) 管理の目標

本計画の目標は、第5期までの総合的な対策を継続し、県農林産物被害額を毎年4.5%低減させ、令和8年度までに農林水産被害額を7千万円未満に抑えることを目標とする。

(4) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

- ア 被害防除対策
- イ 捕獲の推進
- ウ 生息環境管理
- エ 人材育成

(5) 第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

- ア 狩猟期間の延長
シカの狩猟期間を10月15日から4月15日までとする。
- イ 休猟区全域について、シカを捕獲することができる特例休猟区に指定する。
- ウ 輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認めることとする。
- エ 市町村による管理捕獲を推進する。
- オ 捕獲したシカについては、獣肉として利活用を図ることを推進する。
- カ 被害防除対策と捕獲対策の総合的な推進を図るため地域が一体となった捕獲を推進する。
- キ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
シカの生息状況、被害発生状況等を踏まえ、捕獲を特に強化する必要がある地域においては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画 （第6期）

計画期間

令和4年4月1日から

令和9年3月31日まで

令和4年3月

福岡県農林水産部農山漁村振興課

〈 目 次 〉

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	1
(1)	現状	1
ア	生息動向及び捕獲状況	1
イ	生息環境	4
ウ	被害及び被害防除状況	4
(2)	管理の基本的考え方	5
(3)	生息地域別の管理の目標	5
(4)	目標を達成するための施策の基本的考え方	6
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	8
(1)	狩猟による捕獲の推進	8
(2)	管理捕獲許可による捕獲の推進	8
(3)	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	8
(4)	捕獲数管理	8
(5)	捕獲補助者制度の周知	8
(6)	獣肉の利活用推進	8
(7)	その他	9
7	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	9
(1)	被害防除体制の確立及び総合的な被害防除対策の推進	9
(2)	モニタリングの実施	9
(3)	計画の実施体制	9
(4)	普及啓発と人材育成	10
(5)	事故・違反の防止	10

1 計画策定の目的及び背景

本県では、中山間地域を中心に、シカ、イノシシ、サル等の獣類やカラス類による農林水産物被害が深刻化している。とりわけシカについては、被害が全県的に拡大している状況にあり、シカ被害を軽減するための対策を早急に講じることが緊急の課題となっている。

このような現状から、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、管理の目標を設定し、被害防除対策や捕獲の推進等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林産物の被害軽減の未然防止を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第6期）を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

（第12次鳥獣保護管理事業計画期間内）

ただし、計画の期間内であっても、大きな状況の変化があった場合は、必要に応じて計画を見直すものとする。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域（国指定鳥獣保護区の区域を除く。）を対象とする。

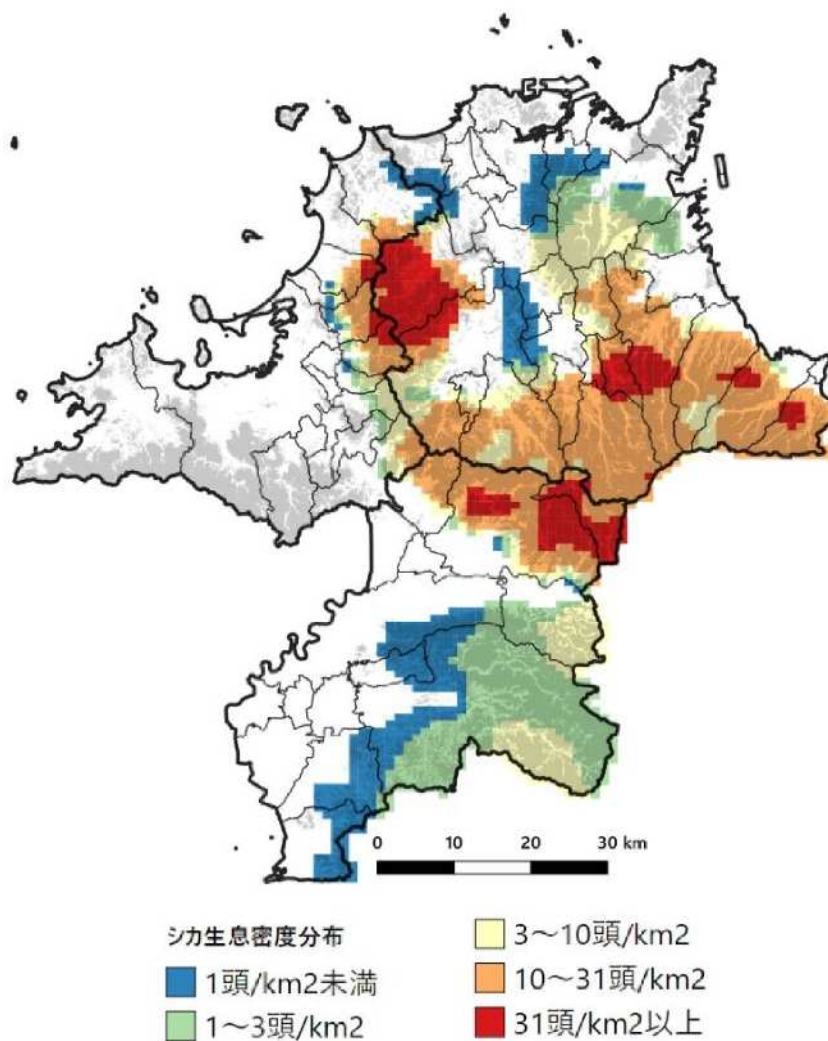
5 第二種特定鳥獣の管理の目標

（1）現状

ア 生息動向及び捕獲状況

（ア）生息地域と分布変動

シカの生息地域は、県中央部から東部にかけての古処山、英彦山、求菩提山を中心とした地域（以下「英彦山地域」という。）、県北部の犬鳴山を中心とした地域（以下「犬鳴地域」という。）及び県北東部の福智山系や県南東部の筑後川以南の地域である。【図－1】



【図－１】 シカの生息地域

令和２年度実施第５回生息数調査をもとに作成

犬鳴地域と英彦山地域の分布域は、平成７年頃までは隔たっていたが、三郡山や若杉山周辺でも生息するようになり、現在では連続した分布域となっている（以下「犬鳴・英彦山地域」という。）。

(イ) 生息数

本県のシカの糞の消失率をもとに作成したシカ密度推定プログラムにより、本県のシカの生息数は、令和２年度末時点で約２７，４００頭と推定した。【表－１】

【表－1】生息地域ごとの生息密度、推定生息数等（第5回生息数調査による。）

生息地域	調査地点数	生息面積 (km ²)	生息密度 (頭/km ²)	推定生息数 (頭)
犬鳴・英彦山地域	77	998.38	24.02	23,986
その他の地域	22	1063.29	3.17	3,370
計	99	2061.67	—	27,356

注1) 生息面積は、森林、荒地、水田を除く耕作地の面積

(ウ) 捕獲状況

【表－2】に、平成20年度以降の年度別の狩猟及び管理捕獲（被害の防止の目的での捕獲と数の調整の目的での捕獲の合計）による捕獲数の推移を示す。

【表－2】捕獲数の推移

(頭数)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
狩猟	オス	978	1,107	1,226	1,274	1,355	1,551	1,627	1,462	1,465	1,483	1,717	1,225	1,114
	メス	799	973	958	1,198	1,249	1,541	1,955	1,887	1,806	1,624	2,090	1,501	1,451
					4					25	17			20
	計	1,777	2,080	2,184	2,472	2,608	3,092	3,582	3,349	3,271	3,132	3,824	2,726	2,585
管理捕獲	オス	484	618	691	729	906	1,849	2,766	2,995	2,929	3,161	3,710	3,668	3,846
	メス	507	544	551	713	764	1,598	2,729	3,213	3,036	3,459	3,718	4,210	4,240
	不明					37				37		20	56	348
	計	991	1,162	1,242	1,442	1,707	3,447	5,495	6,208	6,002	6,620	7,448	7,934	8,434
指定管理	オス								6	183	141	125	129	
	メス								22	231	177	147	149	
	不明													
	計								28	414	318	272	278	
合計	オス	1,462	1,725	1,917	2,003	2,261	3,400	4,393	4,457	4,400	4,827	5,568	5,018	5,089
	メス	1,306	1,517	1,509	1,911	2,013	3,139	4,684	5,100	4,864	5,314	5,985	5,858	5,840
	不明					41				37	25	37	56	368
	計	2,768	3,242	3,426	3,914	4,315	6,539	9,077	9,557	9,301	10,166	11,590	10,932	11,297

被害の防止の目的での捕獲は、平成7年度から実施し、加えて平成13年度からは、特定鳥獣（シカ）保護管理計画に基づき、数の調整の目的での捕獲を実施している。

管理捕獲が、ここ数年、著しく増加しており、平成25年度から、狩猟の捕獲数を上回っている。これは、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金(※)による支援など、管理捕獲が強化されたことによるものと考えられる。

※鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金（平成25年度～平成26年度）、鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）（平成27年～）：捕獲した

者への頭数に応じた管理捕獲活動の経費を助成。

シカの全捕獲数は、令和2年度には平成20年度の4倍に増加した。このうち、メスジカの捕獲数は、平成20年度は全捕獲数の47%であったが、その後増加し、令和2年度では52%となっている。

イ 生息環境

平成3年の台風17号、19号により県内の森林は甚大な被害を被り、新植地や風倒木により林冠が開けた場所など、シカにとって好ましい環境が増加した。

また、平成16年の台風18号、23号によっても、同様な環境の変化が生じている。

(ア) 生息地域の森林の現況

犬鳴・英彦山地域の民有林の人工林率は、福岡県平均よりやや高く70%である。この地域の中央部の朝倉市、嘉麻市から東峰村、添田町にかけては80%を超える高い人工林率であるが、東部の豊前市、築上町などは60%程度と低くなっている。また、落葉広葉樹を中心とした天然林は英彦山から犬ヶ岳にかけて残されており、豊前市、添田町等には小面積ながらブナ林が分布している。

ウ 被害及び被害防除状況

(ア) 被害状況

【表－3】及び【表－4】に被害状況の推移を示す。

【表－3】 森林被害の推移

(面積：ha、金額：千円)

	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)
実損面積	110.31	148.64	126.31	90.90	138.40	132.20	134.95	50.60	32.66	27.70	26.71
被害金額	183,969	242,816	223,957	183,742	181,262	161,771	142,807	56,909	36,640	27,818	27,691

【表－4】 農産物被害の推移

(面積：ha、金額：千円)

	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)
実損面積	43.30	56.90	45.74	62.20	53.10	58.90	61.79	46.60	57.10	54.70	66.50
被害金額	29,452	74,033	56,563	79,857	62,605	74,431	58,526	57,980	60,479	63,953	63,781

シカによる森林被害は、平成8年から急激に増加し、ここ数年は増減はあるものの依然として高い水準で推移している。被害内容は、スギ、ヒノキ、ケヤキなどの造林木の枝葉採食害や角擦りによる樹皮剥皮害である。

農産物被害は平成23年度まで増加し、その後増減はあるものの、依然として高い水準で推移している。被害の内訳としては、果樹が最も多く、次いで水稻、野菜類、大豆などである。

また、自然植生への影響も出ており、シカの生息密度の高い地域では、森林の下層植生であるアオキやササ類の衰退が起きており、食害による生態系の攪乱が懸念されるところである。

(イ) 被害防除状況

シカによる森林被害を防止するため、【表－５】のとおり国庫補助、県単補助により主に犬鳴・英彦山地域において防護柵、枝条巻きなどを実施している。

【表－５】被害防除状況の推移

注１）防護柵は、国庫補助、県単補助による実績

注２）食害防止チューブ、枝条巻きは、国庫補助事業による実績

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
防護柵	(km)	26.6	33.0	38.4	39.0	42.0	38.0	50.0	61.5	55.8	61.4	55.2
食害防止 チューブ	(ha)	—	5.3	—	2.6	1.2	1.2	11.1	16.1	37.3	17.7	31.6
枝条巻き	(ha)	0.2	2.6	—	1.8	1.6	—	—	—	—	—	—

(２) 特定鳥獣（シカ）管理計画第５期の評価

平成２６年度に実施した糞粒法によるシカ生息数一斉調査による結果をもとに、令和３年度末までにシカの生息頭数を３千頭以下に抑えることを目標とし、毎年モニタリングを実施しながら、目標に向けて逆算した９千頭を越える捕獲を継続した。

しかし、令和２年度に実施した糞粒法によるシカ生息数一斉調査では、生息数は平成２６年度と変わっていない。

今後は、これまでの総合的な鳥獣対策の取組みに加え、捕獲を抜本的に強化するとともに、管理目標も鳥獣被害の軽減の効果が明らかなものを採用する必要がある。

【表－６】第５期計画の目標と実績

年度	第５期特定鳥獣（シカ）管理計画				
	H29	H30	R1	R2	R3
年間捕獲数	10,166	11,590	10,932	11,297	
目標生息数					3,000
生息数				27,400	

(３) 管理の目標

(ア) 概況

県内でシカの生息域が拡大し、農林産物被害が拡大している。

(イ) 対象区域

県内のシカの生息が拡大傾向にあることから、県全域を対象とする。

(ウ) 管理目標

農林産被害額を未然に防ぎ、令和８年度末の農林水産被害額を７千万円以下に抑えることを目標とする。

【表－7】目標達成に係る実施計画

(単位：百万円)

年度	R1	R2	R3	実施計画年度目標				
				R4	R5	R6	R7	R8
目標被害額								70
実績額	92	91						

(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方

(ア) 被害防除対策

被害発生地域では、地域に応じた侵入防止柵を選定し、国の鳥獣被害防止総合支援事業等を活用して柵の計画的な導入を推進する。また、正しい柵の設置や維持管理の方法について、研修会等での指導を徹底する。

(イ) 捕獲の推進

シカの捕獲については、やみくもな捕獲対策では被害軽減が困難であることを留意しつつ、被害地周辺における加害個体あるいは加害する可能性のある個体の捕獲を推進する。

(ウ) 生息環境管理

侵入防止柵の設置と捕獲の推進に加え、集落周辺の里山と未収穫放置作物の適正な管理を推進し、シカを寄せ付けない（シカにとって魅力のない）集落づくりを推進する。

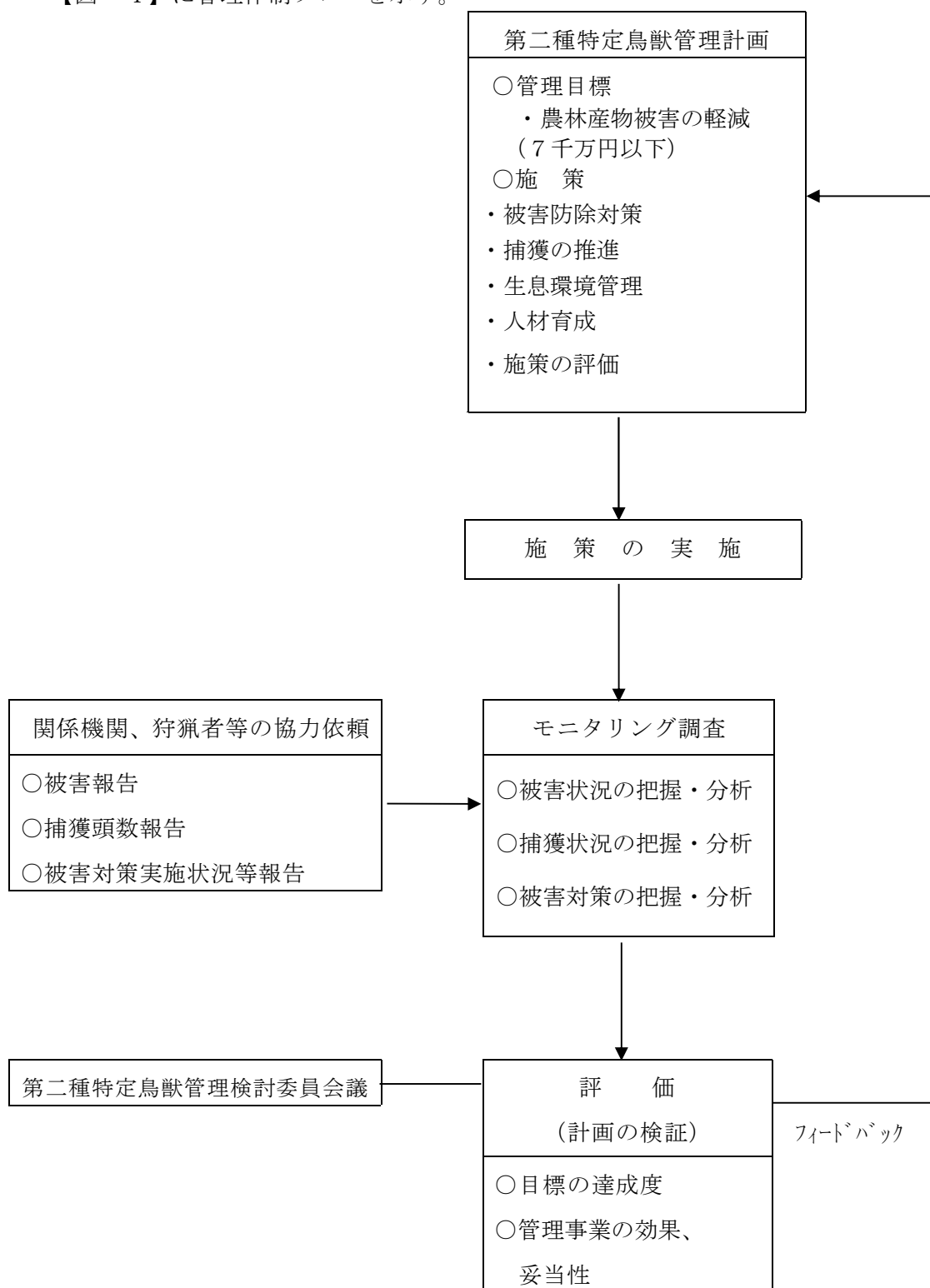
(エ) 人材育成

地域ぐるみでの総合的な対策を推進するため、集落代表者等への研修を実施する。

(オ) 施策の評価

被害防除対策、捕獲対策の実施状況を踏まえた農林産物の被害状況等を調査検証し、各種対策の効果を評価するとともに、施策を設定するものとする。

【図－４】に管理体制フローを示す。



【図－４】管理体制フロー

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 狩猟による捕獲の促進

(ア) 狩猟期間の延長

シカの狩猟期間を10月15日から4月15日までとする。

(イ) 休猟区全域について、シカを捕獲することができる特例休猟区に指定する。

(ウ) シカについて、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認めることとする。ただし、架設の際には、事故がないよう架設場所等十分に配慮するものとする。

(2) 管理捕獲許可による捕獲の推進

(ア) 捕獲を強化するため、市町村による鳥獣による管理捕獲を推進するとともに、市町村による捕獲が困難な場合は、市町村からの要請に基づき、県が捕獲を推進する。

ただし、国立公園特別保護地区及び鳥獣保護区特別保護地区において捕獲を実施する場合は、他の鳥獣に影響を与えない方法によるものとする。

(イ) 捕獲効率を高めるため、高い技能を持つ捕獲指導者による捕獲を推進し、併せて技能の伝承に努める。

(ウ) 高度な射撃技術等、効率的な捕獲方法の活用を図り、地域の状況に即して実施されるよう普及を図る。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

シカの生息状況、被害発生状況等を踏まえ、捕獲を特に強化する必要がある地域においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2の規定に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲等の目標及び具体的な事業内容等を定め、捕獲に取り組む。

(4) 捕獲数管理

(ア) 狩猟による捕獲数の把握

狩猟者からの報告により狩猟期間中の捕獲実態（捕獲場所、頭数等）を調査する。

(イ) 有害捕獲による捕獲数の把握

市町村等の協力を得て、有害捕獲における捕獲実態（捕獲場所、頭数等）を調査する。

(5) 捕獲補助者制度の周知

捕獲補助者制度が、平成24年度より開始されたことから研修会等で制度の周知徹底を図る。

(6) 獣肉の利活用推進

捕獲したシカについては、獣肉として利活用を図ることを推進する。ジビエフェア等による野生鳥獣肉（ジビエ）の普及を通じて、都市住民も巻き込んだシカ被害対策や狩猟者育成のための機運醸成を図る。

(7) その他

- (ア) 捕獲効率を高めるため、ICT（情報通信技術）等を利用した新しい捕獲方法の研究開発や新技術の普及に努めるものとする。
- (イ) 捕獲の担い手である狩猟者の確保と適正化のため、農業者等の狩猟免許取得を推進するとともに、法令や猟具の取扱い等についての講習会や捕獲技能の向上のための研修会を実施する。
- (ウ) 被害軽減を促進するため、地域ぐるみでの被害防除対策、捕獲対策を推進する。

7 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

農林作物被害を軽減するため、侵入防止柵や枝条巻き等の設置を積極的に推進する。

【表－8】シカの被害防除対策事業例（令和2年度）

事業名	事業主体	事業内容	補助率		主管課
			国費	県費	
鳥獣被害防止総合支援事業	地域協議会	鳥獣の生息調査や被害防止技術の導入・実証	50% 又は 定額※		農山漁村振興課 ※補助額上限あり
	地域協議会 又はその構 成員	被害防止施設や処理加工施設の整備等	50% 又は 定額		
特用林産基盤整備事業	市町村等	特用林産物に対する被害防止施設の整備		30%	農山漁村振興課
森林・林業再生基盤づくり交付金	市町村等	特用林産物に対する被害防止施設の整備	50%		
森林環境保全整備事業	市町村、森林組合、森林所有者等	健全な森林の造成・保全を目的とする鳥獣害防止施設の整備	30%	10%	林業振興課
県単造林事業				40%	
県単造林事業（再造林対策）		森林環境保全整備事業のうち再造林に係る鳥獣害防止施設整備への上乘せ補助		10%	

(2) モニタリングの実施

ア 被害状況調査

被害の推移を把握するため、毎年農林産物の被害状況調査を行う。

(3) 計画の実施体制

福岡県鳥獣被害対策協議会及び各地域の鳥獣被害対策広域協議会を中心として被害防除体制を構築し、侵入防止柵の設置など効果的な被害防除対策の普及啓発、被害防除等に関する指導者の育成、集落の環境整備等、総合的な対策を推進していく。

また、九州各県との間で広域的な捕獲を推進するための「九州シカ広域一斉捕獲推進会議」を開催する。

(4) 普及啓発と人材育成

(ア) 地域ぐるみの被害対策現地研修会及びわな研修会の開催

被害を軽減するためには、個々の対策を個人で行うのではなく、被害防除対策、捕獲の推進及び生息環境管理を地域の実情に応じて、地域ぐるみで総合的に行うことが重要である。そこで、各農林事務所単位で集落の代表者等に対して地域ぐるみの被害対策現地研修会(平成24年度から各農林事務所単位で秋期から冬期に実施)及びわな研修会を実施して、集落を支援していく。

(イ) 新規銃猟者育成のための研修会の開催

新規銃猟者を対象とした安全技能向上射撃研修会や実地指南研修等を開催し、銃猟者の育成を図る。

- 銃所持許可事前安全講習会：銃を所持する際に必要な取扱い方法や関係法令を研修
- 安全技能向上射撃研修会：銃猟に関する安全な銃の取扱いや技能向上に関する研修
- 実施指南研修会：銃猟初心者に対して現場での注意点や猟銃の操作等を研修

(ウ) 捕獲従事者の育成

新規狩猟者がベテラン狩猟者の指導の下、実践経験を積む県単事業において、捕獲従事者の早期育成を図る。

- 鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣駆除従事者の育成
- わな猟で地域の有害鳥獣の捕獲に従事する農業者等の育成

(エ) 鳥獣被害対策マニュアルによる被害対策技術の普及啓発

シカの被害対策に必要な知識・技術を普及させるため、鳥獣被害対策実践マニュアルを作成し、ホームページ等を通じて一般県民に普及啓発する。また、同ホームページで狩猟免許の案内や猟銃の所持許可の方法等を広報する。

- 鳥獣対策総合案内コーナー（鳥獣対策、狩猟へのご案内など）の URL

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tyoujuu-corner.html>

(5) 事故・違反の防止

平成26年11月に本県において誤射による狩猟事故が発生した。今後の事故・違反の防止の徹底をより一層図るため、狩猟者や有害鳥獣駆除員に対して、講習会やチラシ等を通じて安全な銃やわなの取扱い等を指導していく。